

県議会議員の定数等に係る人口の特例に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の定数等に係る人口の特例に関する条例（平成23年岩手県条例第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p><u>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）</u>附則第2条第1項の規定に基づき、同法第1条第1項の規定により平成23年4月10日に行う県議会議員の一般選挙において選挙すべき議員の定数並びに当該一般選挙における選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に係る人口については、官報で公示された平成17年の国勢調査の結果による人口による。</p> | <p>東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成23年法律第2号）附則第2条第1項の規定に基づき、同法第1条第1項の規定により同項に規定する特例選挙期日に行う県議会議員の一般選挙において選挙すべき議員の定数並びに当該一般選挙における選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に係る人口については、官報で公示された平成17年の国勢調査の結果による人口による。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成23年7月13日提出

理由

平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により県議会議員の一般選挙が延期されたことに伴い、県議会議員の定数等に係る人口の特例が適用される県議会議員の一般選挙の期日を、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する特例選挙期日に改めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。